

## 4 整備基準における富山県民福祉条例との相違点

### (1) 対象範囲（生活・都市施設）について

生活・都市施設とは、病院、百貨店、ホテル、飲食店等の建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で、前頁に掲げる施設をいいます。

### (2) 届出について

特定生活・都市施設とは、生活・都市施設のうち一定の種類及び規模のものをいい、新築等を行う場合は、工事に着工する日の30日前までに届出が必要です。

(県への届出が必要なものは、原則、市への届出の必要はありません。)

#### ◆県との相違点

建築行為によるもの

県（特定生活関連施設）	高岡市（特定生活・都市施設）
新築 増築 改築 用途変更	大規模の修繕 大規模の模様替

### (3) 整備基準の考え方

#### ◆県基準との相違点

生活・都市施設を5つに区分し、整備基準を定めています。

	県（生活関連施設）	高岡市（生活・都市施設）
区	建築物	一般建築物
		300㎡を超える社会福祉施設等
分	公共交通機関の施設	
	道路	
	公園	

#### ◆高岡市独自の基準

##### ①一般建築物

小、中学校区は、市民のみなさんの生活に密着した身近なコミュニティであり、各学校を小地域福祉活動等の拠点として活用するために

- ・ 2階建て体育館に車いす使用者用昇降設備の設置
- ・ 車いす使用者用トイレの設置

を進めていきます。

##### ②300㎡を超える社会福祉施設等

特に、高齢者、障害者等の利用に配慮することが重要であるため、出入口、廊下等、階段、昇降機、トイレ、客室等、敷地内の通路の項目で一般建築物より高度な基準を定めています。